

仕 様 書

- 1 委託業務名
中国語研修プログラム事業旅行業務委託
- 2 概要・目的
本県が清華大学と平成25年8月に締結したMOU（包括協定）に基づき、教職員及び中国語に関心のある高校生を清華大学及びその附属学校等に派遣する。
中国の教育システムや教育指導の実情の視察・体験、語学研修等を通じて、国際感覚や幅広い視野を持った教職員の育成及び高校生の語学力向上、他国や多文化に対する理解促進に資する。
- 3 研修先
中華人民共和国 北京市
- 4 研修日程
平成29年10月22日（日）～平成29年10月28日（土）（行程：別紙のとおり）
- 5 参加者
13人（県内高校生10人，引率教員2人，高校教育課職員1人）
- 6 履行期限
平成29年11月30日（木）
- 7 業務委託の内容
以下の「行程の条件」等を踏まえ、中国語研修プログラム事業旅行を企画・実施すること。
- 8 行程の条件（業務委託料に含まれるもの）
 - (1) 鹿児島中央駅～博多駅，博多駅～福岡空港，福岡空港～北京（首都国際）空港間の参加者13人の旅行業務（往路：10月22日（日），復路：10月28日（土））
 - ① 新幹線
 - ・ 九州新幹線（鹿児島中央－博多）を往復利用する。
 - ② 地下鉄
 - ・ 地下鉄（博多－福岡空港）を往復利用する。
 - ③ 航空便
 - ・ 福岡空港発着定期路線（福岡－北京線）を往復利用する。
 - ・ 往路は福岡空港を10月22日（日）出発，復路は北京（首都国際）空港を10月28日（土）出発する便を利用する。
 - ・ 座席区分は全てエコノミークラスとする。
 - (2) 行程1日目及び7日目の空港・ホテル間の旅行業務
添乗員（通訳）1人
 - ・ 現地ガイドについては、日本語及び中国語に堪能なBグレード相当の能力を有する通訳であること。
 - ・ 北京（首都国際）到着時に、空港内にて軽食を摂ることができる店を紹介し、参加者が購入する際の通訳等のサポートを行うこと。
 - ・ 空港・ホテル間の移動及びホテルでのチェックイン，チェックアウト等の手続きにおいて、参加者の安全を確保し、円滑に旅程が進むように努めること。

(3) 行程2日目及び4日目から6日目までの4日間（午後）の旅行業務

① 小型バス1台（運転手付）

- ・ 派遣者13名の乗車及び手荷物の積載が可能であること。

② 添乗員（通訳）1人

- ・ 現地ガイドについては、日本語及び中国語に堪能で、視察時における専門用語等に逐次対応できる能力を有する通訳（Bグレード相当）であること。
- ・ 旅行行程中における訪問先企業、学校と連絡を取り、予定どおり研修が遂行されるように調整すること。
- ・ 社会教育施設（3～4箇所）の入場料（1人400元程度）の手配・支払い
- ・ 各視察先において、参加者が安全に研修ができるように努めること。

※ 添乗員（通訳）については、行程1日目及び7日目の空港間・ホテル間の旅行業務を行う添乗員（通訳）と同一の者とする。

③ 夕食（4回）

- ・ 移動区間のレストラン等で給する。また、一人1回あたりの食費は約2,500円程度とする。
- ・ 全ての食事について、アルコール類は除くこととし、質・量ともに過度とならず、標準的なものとする。

④ ①～③における必要な手配

※ 昼食代については、すべて参加者の個人負担とする。（10/22を除く。）

(4) 携帯電話1台およびWi-Fiルーター1台の貸出業務（高校教育課職員連絡用）

- ・ 携帯電話番号については、出発3日前までに知らせること。

(5) 記念品の購入業務

- ・ 清華大学を含む訪問先への記念品（総額25,000円程度）の購入
- ・ 個数、品物の選定については、県と協議の上、購入すること。

(6) 清華大学への支払い業務

- ・ 語学研修プログラム料、宿泊費（6泊、10/28を除く5回の朝食代含む）、夕食（1回）の各13人分の支払業務。
- ・ 支払いの詳細については、県から別途指示する。
- ・ 下表の支払金額はおおよその金額であり、変更となる可能性がある。

費目	金額	備考
語学研修プログラム料	374,000円(23,400元)程度	@1,800元×13人
宿泊費（1人部屋、6泊）	159,000円(9,900元)程度	@550元×6日×3室
〃（2人部屋、6泊）	346,000円(21,600元)程度	@600元×6日×6室
夕食代（1回）	21,000円(1,300元)程度	@100元×1日×13人
送金手数料	5,000円程度	送金する場合
合計	905,000円	1元=16円で計算

（参考）1元≒16円(29.8.10時点)

(7) 海外旅行傷害保険への加入・支払い業務

- ・ 一人あたり約7000円程度、13名分
- ・ 補償内容については、資料を添付すること。

9 その他

この仕様書に定めない事項については、県と受注者が協議して定めるものとする。